

# 「指定天寿荘ホームヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス)」

## 重要事項説明書別表

(令和 4年 10月 1日)

自己負担額は保険者が決定した負担の割合(1割、2割もしくは3割)とします。

下記は1割負担の場合を掲載しております。

介護予防訪問介護相当サービス	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額(1割負担の場合)	要支援区分
(Ⅰ)週1回程度の利用が必要な場合	11,760円	1,176円	要支援1・2
(Ⅱ)週2回程度の利用が必要な場合	23,490円	2,349円	要支援1・2
(Ⅲ)(Ⅱ)を超える利用が必要な場合	37,270円	3,727円	要支援2

加 算	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額
介護職員処遇改善加算Ⅰ(厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等実施している為、全員の方に加算されます。)	所定単位数に13.7%加算
介護職員等特定処遇加算Ⅱ(厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等実施している為、全員の方に加算されます。)	所定単位数に4.2%加算
初回加算(サービス提供責任者が初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます。)	200円/月
生活機能向上連携加算Ⅰ(リハビリテーションの専門職からの助言を受けられる体制を構築し、助言を受けてサービス提供責任者が、生活向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)した場合に加算されます。)	100円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ(リハビリテーションの専門職が、利用者宅を訪問して行う場合に加算されます。)	200円/月
介護職員等ベースアップ等支援加算(厚生労働大臣が定め施行される制度で、コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環になります。)	所定単位数に2.4%加算

※介護予防訪問介護相当サービスについては、1月あたりの料金ですので、時間割増はありません。